

屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>第一条～第十二条 略</p> <p>(管理者設置義務)</p> <p>第十二条の二 この条例の規定による許可を受けて広告物等(規則で定めるものを除く。)を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。</p> <p>2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第十条第二項第三号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者(次条において「屋外広告士等」という。)でなければならぬ。</p> <p>(点検)</p> <p>第十二条の三 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士等に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>2 広告物等を所有し、又は占有する者が、屋外広告士等に、表示又は設置の日から起算して十年を経過していない広告物等を点検させる場合は、前項本文の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、目視による点検をもつて、同項本文の点検に代えることができる。ただし、目視による点検では十分でないとき、知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認</p>	<p>第一条～第十二条 略</p> <p>(管理者設置義務)</p> <p>第十二条の二 この条例の規定による許可を受けて広告物等(規則で定めるものを除く。)を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。</p> <p>2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第十条第二項第三号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者(次条において「屋外広告士等」という。)でなければならぬ。</p> <p>(点検)</p> <p>第十二条の三 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認</p>	<p>規定の整理</p> <p>規定の整理</p> <p>設置十年以内の広告物等の安全点検について、屋外広告士等による目視点検を義務づけるもの</p>

める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前二項の点検の結果の提出を求めることができる。

第十三条～第三十二条 略

(帳簿の備付け等)

第三十三条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十三條第一項第二号の営業所ごとに、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え付け、これを保存しなければならない。

以下略

める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前二項の点検の結果の提出を求めることができる。

第十三条～第三十二条 略

(帳簿の備付け等)

第三十三条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第二十三條第一項第二号の営業所ごとに、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載した帳簿

を備え付け、これを保存しなければならない。

以下略

帳簿の保存を電磁的記録によつて行うことができることとしたもの